権利関係 16

重要度

Middle!!

根抵当権

1. 根抵当権とは

＜事案＞

「**根抵当権**」とは、**継続的な取引関係**から生ずる多数の債権につき、あらかじめ一定の限度額（**極度額**）を定めておき、**その範囲内において**、将来確定する債権額を担保する抵当権のことをいいます。

ex. 銀行と取引先との間で金銭の貸付けと弁済をくり返す場合、いくつもの債権が発生するが、その都度抵当権を設定し直すのは手間がかかる。そこでこのような場合に、根抵当権を設定します。

複製・頒布を禁じます

2. 根抵当権

普通抵当権との違い	⑴ 付従性・随伴性 ① **元本の確定前** ⇒ 付従性・随伴性がない 例：**元本の確定前**に根抵当権者より債権を取得した者は、その債権について根抵当権を行うことはできない ② **元本の確定後** ⇒ 付従性・随伴性ある ⑵ 被担保債権（優先弁済）の範囲 確定した元本ならびに利息その他の定期金および債務不履行によって生じた損害賠償の**全部につき、極度額を限度として**根抵当権を行うことができる **⇒利息につき、「最後の 2 年分」といった制限はない**
極度額	根抵当権においては、不特定の債権を担保することから、一定限度の枠（例：「5,000 万円の範囲内で担保」）を設けることで、担保する金額が無限にならないようにしている この金額の枠のことを**極度額**といいます
元本の確定	設定された根抵当権により担保される債権を決めることを**元本の確定**という 根抵当権においては、担保される債権は不特定であるから、具体的にどの債権が担保されるのかを決める必要がある **⇒元本の確定の日より後に発生する債権は、担保されない**

　複製・頒布を禁じます